

K
209.5

デワ

3

出羽太平記

三



出羽太平記卷之三

圖錄

上野山城至滿氣神社奥ノ列照宗松原合戦
之車附久留美家與羽利義光和睦

里見良部逆心之車
滿兼生害之車



K 209.5
D 3

里見内志助妻孟陸列爲行軍
所屬勦四郎王君親之讐討軍

延津城主日壯社會守滿越勇力

滿兼被照宗松原金戰車附
照宗與義光相陞之車
五柱山形下二里南上山之所，據有
平城主因金御車滿兼之義光之庄
至中石船主或因滿兼之義光之庄
而同民部其弟伊藤長之集事中石船
前之船主也。而我義光之庄之相主則
猶多矣。義光近隱之素齋而切取

以て天童と稱すと義宗の如く
志士が爲定は眞は眞と押寄進
て上を少地の車もんば一の是
悟もんと敵討成らとバ仙臺
照宗是義光の妹晉王院の男
子りとも下も日暮義光としむる
西院毛利氏と安藤千代人城
鶴と加藤と猪の下に也とせん也

もよきと
謀るもんの黒宗と大將の加藤とが義
光と上山の道と出張あらも黒宗と
軍船と船庫と角と本方の船と
毛利と安藤と佐藤とおもねり
秀と圓と勝利を得て軍船ひな
と言ふとれば備前と近江と
則異宗と便者と毛利とをも

五郎とつゆのをすこしも又前更別入
入り照家云ふ林と捧て居着日

筆未甚衰弱筆中一帖手書後
八年後元年正月新嘗御事
耳仰申候ぬ此身重慶之
般多幸矣此身無事也由是
ナニモ又更因心少の間仕合の
事居多ひ此里に移り年爲靈

筆未甚衰弱筆中一帖手書後
四年後正月新嘗御事
耳仰申候ぬ此身重慶之
般多幸矣此身無事也由是
ナニモ又更因心少の間仕合の
事居多ひ此里に移り年爲靈

河上

甲子年正月五日

照宗の書

追上

御中止

とくに書道の如きは家と庭上の内一派
事ある。とて筆を取る節がいはば薄年と
怪び其節と前角と本角極と筋度と
よりの抑揚生氣ありとまよ宣ひ見る
早門と腰身と腰の肩と引まほが一上
地筋と筋身とあらざれ満氣假に抱合

の筆書

筆者筆と前角と本角極と筋度と
筋身と腰身と腰の肩と引まほが一上
地筋と筋身とあらざれ満氣假に抱合
の筆書

東洲

伊達義重

羽山

甲子年夏

書くとて屬意料に忙ひれり
用意すと鐵陣座を立てば、
もの大本を例へ逢難事とて國事の
止陳と爲ゆる軍之事の多くは、
ても義光公使ひの件食を彈正宗
利とめ宣ひに付ては、其部令景

一味一とせよ抑馬由出ばあくに會は
成居の志極めきにて方急き國事
乃道も力を尽きて一機中の義
飞詔もんと曰き度とての事にそんも
相り外生は生じて不生家事と加勢
の大將一色里見原の面と相り守
北条能忠と吉村の御屋の草前を守る
是年二年時合はるに事務多き事

考究と役官一千三百余騎降下して水軍
城の東方と相合へてのち逸脱する
後山中を走りて水軍は城門の外に廻
中より二里南上りて良馬高七十
丁子有原一山形より山の北邊を走る
リ右をよき一里往東にて城の前浦
左有原小田畠あり東北に關の山城あり
天原一里を下りて有原坂大の城要塞處

固ナシト行ひて黑石城と思ふ者一す
金秀より三年之上山より築あり備蓋
と甲サ洋室有原城也關高ナシハ山勢
と二年二年一月ハ松原より寄る都を行ひ
ハ山より東の門跡傍ひと歎ナシト行ひ
系多勢よりはひて其勢をもろちと御
而進わるを体是味方の勢と義をも
軍兵攻開の附二月ナニ其勢入山もま

方より味方の体共二事記り官省主
近石室色ハ都令主と侍馬主と御者
一切所ニ出入事主と付主色一トナリ主は
黒宗云は第四ト滿宗云は第五ト也
此是文源之主ハ日本三古跡并傳ト
在の上その古氏を以て今風流の様
要害形の主を看る所のひと後
端第十四主宣小山主と號を傳ヒテ

一毛怪氣トナリ且義光の因に智留
伊一清率一多子孫と南道の主傳
てハ唐氏主と更主と主と公主と今主也
七百主余道惠主と主又か名と一トナリ
主子伊豆主宗牛と主在主ハ弟光の
而後主祖主と主と主と主と主の流
衍の主主と主と主の主と主と主の主
主と主と主と主の主と主と主の主

の計窮^{シキクウ}を考^{ハシメテ}る所^{シテ}は、即^ハち而^ハか、前^ハ
の老人^{シニアム}を正^ムと仰^ギて、悔^ムを乞^フうて、嘆^ムを告^フうて、自^身
の種^{シナガタ}の運^{ハラタカ}を、更^ハに、嘆^ムを告^フうて、嘆^ムを告^フうて、
而^ハ一概^ハに、圖^シを定^ムす。おとて、而^ハ是^ハを、宣^ムすよ。す
れども、人^ハは、世^ハに、何^ハかと、考^{ハシメテ}て、何^ハかと、考^{ハシメテ}て、
驚^ムる。何^ハかと、考^{ハシメテ}て、何^ハかと、考^{ハシメテ}て、驚^ムる。あくまでも、
又、驚^ムる。何^ハかと、考^{ハシメテ}て、何^ハかと、考^{ハシメテ}て、驚^ムる。あくまでも、
⑨ あくまでも、思^{ハシメテ}る所^{シテ}は、モ、アホ^ハだ。

能書の筆を以て之を以て平生の筆を武
田信玄の筆と見ゆ。日本古今別傳
と名を傳ふと之を事集とは何良
文宗年間四萬石有りては日大尉
の者也。又ある所を云ひて中里彦成
也。又ある所を云ひて中里彦成也。
元國守を傳す。右の如く後漢有り
らばゆる。此の如く其はれども

やうのけとが備前守。義光を是
は乞ひて、其の巴志に於てお城上山を
出陣めじび山を、軍を休まし
軍を奮せば利りを追とて、信高義先恩
為かくして、左衛門の隊、お覺持教の
道いわき生を以て、中條を攻め行方
能く知れ、少將とて、ば行方す
歌の勧めをもつて、行方不明の時

大将とて、欲は謀るゝ多毛軍
を名す、とて數日を過ぐる所
云平野をもむる正徳昌國隊と押立
第多陳夜守をもと押立とて、通住
巴左三重をもと東鏡の勝負の勝利と傳
て、勝利隊をものれと退散をすすむる候
くお主よりやされ、照宗守のゆゑ
第三回、やあ、とて、正徳昌國

第三回、やあ、とて、正徳昌國

合満衆を陣立とぞ既に立
タムとて山形の義光を氏家尾張守
日程社を名つた村井住吉守藤原内侍
田舎山附田嘴うち田村守也守
元介守從島守を吉原軍一伴軍
多内守藤原守吉原守を守りよりあらわ
所守大津守押見守と申て守藤原
葉守を守る守山守部の守ともあらわ
葉守を守る守山守部の守ともあらわ

上山を涼と夷の山にんす毛を廻る意
の社と木の川作一歩村の事と曰
ひと海云ハ郡守藤原の城を起すと先導
とは道思宗牛若龜重乃ハ五日十口は
直成行すと之に故言をさめりば是頃
まの幸いもとハ龜雲に後詔有ゆれば
拂々后跡をよしと御言宣を禮還引
退りんと前年より一年の間と申す事

黒色の西条の陣圖、也正付ありて多
く勝利有る。又敵方の隊伍の隊形
御一軍に於ける所とあハ居多柏木の事
臣陳をひきの③と付せん。之を高軍と
名へ居る。と是より二番より伏兵が押出
来る在り少しおのの留まつて田羅也居
る。付されば勝利數の多くあるを知る
事無事ば勝利をも得べ近處

登宇治陣の氏家尾張ちと外は止む
極ゆる高又小島掃部を度て節度の口集
人並木の唐岩は西行の威那浦
風呂屋大師と初うて移地の面徳左原
相國の右輔とうべに照室の義す
右行とも色とも白木一相手のや
埋竹ともいひて是夜其の利よ日野
船をもとより陣をもと移地の右挺て三段

左近の事は右京の事
引率て月山おののく上
五丁偃月刀柯ハ良木幸吉有ももをひだり上
下部ト持セテ弓矢三箭例の弓の棒を棄
捨シテ難免トモアセ毒矢一矢セ取ル
の後弓の難一矢セ立矢本ハ落馬ト死
往生するを仰ギテナリテ脚本トモナガラ
ミテ本の因縁を知ル事あるを体シタル
氏高彦達也ちハ後化八百徒行三百長兵

卒七百石爲房水自第一回の別と前後
本多主水地の内はあやうに北の主水
父水主水相手の義光云々螺旋左輪を手
立水而圓輪進手の船組にて将船半
六舟組と云船宿の野刀組の佃木半太
船組主水水主水小筒古面船組五指萬
舟上而主水船宿の主水久江屋内水
金車之主水而主水藤原主水半太組

日向國多良勝亦丹波の弓五右衛門有
參爾門内人海田色子助伴少佐とす上者
端大龍二流は馬通ハ倒立也人也と之
挂ひの左も右も之強力の如き也山あそ
長弓の能むる事假たる事無く御の御持立
薦前としゆをよき號有くるの思を存する
於主款多きもやと山を詔言其處に登
向とて由乍候の者若手事ともとばらふ

討定に生離別を有月二三十日間傳
陣所を移す傍より多て猶未だ不就一
日被縛於其の軍兵並用、お國次と腰袋
只一枚席すが身の片方腰袋絶ゆる後
半日程を以て身の支障を有する事無
至る程入火を乞ひて放火、脚を作る山形
虎声を高め立派に火入され其の如き
一月を相続のまゝ有り遂に死

鳥を食ふに迷黒雀は隣の國いづるにて今
冬引立る照宗あきらむと自らの年を公
陣入しゆりくと來將らいじょう立と其御臣ごみを
阿義あぎをもの申附あてふるおものを越こを擊う
連つらと行ゆと休やすと立たつと坐すわと腰こしと毛け
うそ照宗あきらむの軍陣と宿泊しゆくはくと身と絆抱くわいほう
入いりと居ゐと處あひと放ほと立たつと坐すわと着きと
云いふの下げと脚あしと足あしと頭かしと手てと身みと毛けと毛け

望のぞひよしと見み事こととささハ照宗あきらむのとく
裏うら崩くずと一ひととアアと人ひととばばとややとありと
能の登宇とうそと立たつと立たつと形かたちと國くにの樊は
噲くわ張ぱ張ぱが二ふたと生なれああとめめと肌はだと皮は
體からだと毛けと人ひとと帶おびと威いと大おほと體からだと
重おもと圓まんと之そのと肉にくと龍りゆうと之そのと形かたちと
毛けと首くびと毛けと天あまと土どと水みずと火ひと木きと
竹たけと文ふみと脣くちばと例たとと殊ことの様ようと

と飛げ八才計有る。眞黒きまろのをく
逞さと想他贋情の競合至ニテリト行ふ
大音上モヤムラカミ高モノアキニモシ
モテテ腰下を走るのを因リテトモ義光の
腰巻の陽止トヤマハ翁之は孫の腰止
のミシテ左足ノ内側より之を握リ身稚多欲
の牛ニ寄附スナリタヒハ腰半節劣

らすとあひて是を良と社を古
一陣主をもあらず。まことに有馬但馬左衛門
石原守左衛門と馳向ひて南ゆ。近道に
而て今をめ者ナリ。陽止ハ右腰満系
左腰宗弘を左腰行組。左腰十方
眼を配ツク。右腰。腰宗弘。右腰。山の
上。右腰。左腰。左腰。左腰。左腰。左腰。

臣とおもひて一見腰を絞る者もあらず
累々照家の公の最のすゑに、常御三事御
ありしは、いた日も事もへんは、年々字の
移り、窓も、うな満延光をうけて、御方
軍卒の中、うつる人名等が、多く、差敷
をうけられ、生年も、死年も、年齢も、一部
馬の一箇所、うつるが、うねり、山根等、
あるうな、色バ小勝を折り、かくら八節

共属の事堅さんする處を例の様の棒
筋延長の向を前と、ば曾川筋花の、首と
眼とお連れとも、立度をうづくる是れ
石を数株、おこし、鳥つづき、おこり、とて
運行轡すうて、あくま、ゆくよ、大勝を
満延うる系陸東ち黒宗云々の家をも
有田う希と、者うちと、名をう希島の義
おもひて、腰を絞る者も、此と、名をう希

所迄討かひまう市等の者も三十九
物一社をもとがまくと二十六石と満
延ひ多利麻尾を押し長刀をもとで拉縛
て直手棒を用ひ縛り縛りとば畢
とをお風呂を共に浴びて殊方の者を
石ノ原や、討りや能を店と勝と争
因を能の役のものとの争ひ黒雲山
山を争ひ下は討りんと云ふ事もあらず

北一奥州船りて松原の國へ急ぎ
とぞ駆けりん巴の年の年の方の者を
打入松原うち跡ひつるをひき出ハシマツ
馬鹿引退んとあらわす角より
肩せんとお腹痛ヒリをもとお腹わ苦ハラシキと
國の傳き竪タウ一件居子年三三百
騎引車一車と討りの所をばせん
之をもと御内侍と仰ゆるに付

味方多しのれども深田の如き更に
走人を遣すと何事かと思ふが仕合せ
其の上より引退く様をうながすと見えた
高木はさあまことにも詫びて一矢を下す
その事は既にとほり併食事の事二度
尾張守の御子商一郎を乞ひて入一門
領主様の御子と國にばりの事の如き
唐津守は一ツ小舟にて御子を送る

顧と親討を許すことを期し我を
と遂に上道すわが金の庫方
をまへぬれば畢竟云歟元々之
申すは嘗ての事有る所也然るに
方付かずとも重く仰山の御子
重き事ゆえに其處に通じて伊
伊豆守家率土門下の事方の多角行
孔之記

余人之作、ひそかに考の御紀也千隼人
正徳里義光公宣ひとひと多喜が先
御身より、まことに聖なる先祖廟を尊むる意
の廟を求へて其處は高麗の國廟神也
舊日ソリを有す事上有ゆる、土主寺也
御堂也御堂也、金く油燃す也、然
要塞とよくセキテアサルの御連隊本有
て、誰かとも書く様本寺にて御奉事

うい本寺は神龜を放さうと其を休止矣
店は良種其御櫛也、其立柱也
三面房小首之御庭也、御室也御室也
感應也間者、五岳山下は神龜休止
然御堂も御房も、其左右神龜也、其右
高木也神龜也、其左也御堂也
宗牛也御堂も、道居し力也、其也御堂也
ちやせ義多公古尾澤也之御連隊

通事有^シまつりがくを處^スて東洲監禁
ひの臣重有^シ度良と傳^ハは張興^{マサキ}
夜を日^ハと^シて上^シと下^シのい傍^ハ此
の事^ハ有^リりと思^ハて是^ハの事^ハの如^ク
御^ハ傳^ヒし承^カりたる其代の物^ハも
顧^ハず御^ハ傳^ヒし承^カりたる其代の物^ハも
上^シ事^ハちの云^ハ逝^ハるの事^ハ日本^ニ有^リ事^ハ本^ニ
足^ハ施^カえ^シ候^ハの^シ我存^シの^シお遠

ひそ^シうきよ^シ義光と申^ハはされ候^ハ
日^暮の御^ハ初秋の正月^ニ御^ハ入^ル
御^ハ從^ハひ上^シ侍^ハ御^ハ一^ツ味^ハと^シう事^ハも
あ^リバ^シか^シ也^ハあ^リバ仙臺家^{サテイ}君^モ
義光の心^ハと^シ情^ハ宿^ハ上^シ家^ハの^シひ監禁
の事^ハ即^ハと^シ思^ハる所^ハと^シ思^ハ候^ハ也^ハ

やうの事の爲めに、西園國師下され
一山の事がとて假りて筆をとる
高木也と假りて筆をとるの
うそでなく實を以て傳へて有る者
は無く其の如きが、其の筆を
高木也と假りて筆をとる者
は無く其の如きが、其の筆を

と恩賞もお節もござり候事は仕合の内
心中の御心もあらず、日を以て一聲の山
形お義義光を主にせば、生靈日來情
裏かく陣陣者々の勇力に歸りて更に
山形ノ伊義光云々口前西行ゆるも
ハ信也而然處處主斯ハ國ひす焉
候合十方の御恩大臣上の御恩云々を
申す事も一早に御立候事と存せり

ウタシテアリテハ、首筋の間
リモシテセバ、其の情色化
シテモ、中和體一の如きと同様
流ヤタキに、義夫を公卿仕へて、而して
そのるを始ミト。多く人を植シ、而け
て其威勢大ト。而して、其威勢を生れ、身
とて、わざわざ、而して、其の後、其の名
號、はり、お押せられ、ある事無ハ

武家の御用事に仕事して、おどりの日も月も、
朝も夜も、日も夜も、おどりの割合も
おどりの割合も、金を遣す度々、おどりの割合も
金を遣す度々、おどりの割合も、金を遣す度々、
金を遣す度々、おどりの割合も、金を遣す度々、
金を遣す度々、おどりの割合も、金を遣す度々、
金を遣す度々、おどりの割合も、金を遣す度々、

あすけに宣が照らすととまひば
照らすの事すれども御心事
と立脚りてあまを附へては物のりや
れど思ふと神じよもびりて來る往來
とお車のまちと思ふとゆう相應
一水草めじく城内

里見氏部 逆心事

其後義光公氏家四角張り伊良ら宗年

日野経春守とおまんは君の合戦を
のぞむるに候て本官後村とおど思ふと
退散する氣あるゆゑとおのの知官
とおもて和と被はる新主大權隠候大相
神の擁護をしん察あらわさるるが年
と幽居ちづれを在るのとばし限界を
隔はれあまに付て信者力と病臓病
神の有無不附せんとまのとまのとま

モードイサヤは仰々上山と仰る清高の行
事居りと有られ、氏家尾張守をも
此種足利が、也は大満意が仰るに重見
由義と同様御子を附れ在在御のもの
私生子も亦可の本姓お腹^{おなか}を有すか
より多く此種正骨^{せいこつ}の事あらず、早
速急成すと云ふとさへアリトの故日
を遂^{なま}く坐^{すわ}室^{むろ}、坐^{すわ}上^{じやう}ハ口^{くち}若
き道^{みち}を走^{はし}る

トシニ^{トシニ}居^ゐる是^{これ}と只^{ただ}の稀^{うい}と牒筒^{とけん}
得^とると用^ひへ兵^{ひつ}を用^ひひだ^{ひだ}と曰^いは^は然^{ぜん}
と存^る某^のが石^{いし}炭^{たん}のあす年の秋^{あき}家^{いえ}
ノ一上^{じやう}山^{さん}の僧^{そう}日^{にち}寺^{てら}と兵^{ひつ}との見^みに重見^{じゆみ}
足^{あし}と入^い仕^は候^{まわ}、因^いてあるのの如^{ごと}く
所^{ところ}の因^い縁^縁の如^{ごと}く、而^はて道^{みち}を傍^{そば}者^{もの}
皆^{みな}亦^よ兵^{ひつ}部^ぶに兵^{ひつ}官^{かん}をもつての如^{ごと}く其^{その}事^{こと}も

彼も家のある所へとおちては御方へとまうの
而後物をすくせしに書きほきにあはれ
は、御身立を成らざるの御形体すと
は、御荒見とはえりて御名を也。一也
や上りられバ義光云はまことかく御角
み角と見て、も御身立をかがり、御見立
て奉る書をもつて下りとせよとひが宗年
も憲正と御身立をもつて下りとせよとする

左義光云は身立をもつて、も御身立
尾澤ちりは御身立をもつて、も御身立
ト、一也上りられば彼身立相続と立後
りゆき御身立をも御身立のまゝ、出入
候るもあらば、あらへと大内判官のと
まふをもつて、も御身立の御内判官のと
御身立の御内判官のと御内判官のと
御身立の御内判官のと御内判官のと

高僧が是れの家を庵屋宇而て名す者有る
俗の風氣と相合ひ中興は義光院の事也
是れ跡ある所也と云ふ者有る能くは御内
侍の御子阿彌也而て此院を主とす御内侍
其の御子阿彌也而て此院を主とす御内侍
其の御子阿彌也而て此院を主とす御内侍
其の御子阿彌也而て此院を主とす御内侍

正月もまことに山形より大吉押もあつた
桂枝はいとくの年有職へ往るも年
くらちの間も里見への島を色泥をま
り都が年もとて今何事も當年も當年も
それ以上廣き處へヤクシヒハ内省へゆ
にゆく者多く其方をむかひとてのうえ
まことに義光不^レ思ふ事と正和院の事
をれバ別^レ事方のゆきりを上は候

大勢を自立防ぐ處を要害の所に置き
は養育の累員をもとめども其の威儀
やん重輕ひかへ難然代々の貴族故
不捨れ民士の事もさへいふ又勇を
のぞむ今勝を尼め降参すとさうの
重慶を爲すたる後孫をもて生れ
あら平賀主とねじゆく是をも難事、也
事じば本姓姓也と極と云はれり也

壬午年徳軍主と見付中と號ひる年
冬月十九日主君を下車とニタクと被序
と仕合ふと之をバ因るや而て重慶も殊
方の頭脳をもつて右肩の同輩と改
良主下すと西主兵部也乃昇るの左院
と之を信友の角也とされバ因るをも
左院と云ひもとれり上山の小路を
て第先主の軍を一日も詰留ちも居

トシモ候之をとのよき嘗て去田の間
名をも候と申りんハ俄の役に立
て没と身を失ふと即ち候の事也
西家滅七日後よりキタニテ原主上
弟光公ハ勢に信の三種を失ふて參れ
草する一木下尾張守社主の草平
折しのう一騎苗干の兵衛を迎隣守源
威勢他國に振るわれは能程矣

義光至降年まで高麗と頻々
諭云中止ども是欲ゆきてかくさ
る言語を聽く所と行軍ノ事無事
極めて本道を走る正体有ヤシと彼の名
よク子孫姓昌セリ御く思ても尤も其の如
の事と不當降年まで高麗の者と爲
候にまんも居りたれども前年
年月と遙かの語あんばうの居心

旅の事よりはひよしと仕合湯氣をも
後の体用ひよしと山廬七日とも寛
の事よりはひよしと仕合事ありをハがく
居宿をもお世話の恩人ともあらず
坐事よりはひよしと仕合事よりは
山廬主立席す庵屋行者庵
物語りてんが充庭大に收びの所矣れ
完止主宗井滿延西合傳の事也

物語の事は、向うの事は、左の事は、右の事は、
立派の事は、向うの事は、計の事は、九の事は、
十六の事は、向うの事は、四の事は、良鄰の事は、
立派の事は、向うの事は、四の事は、良鄰の事は、
十六の事は、向うの事は、四の事は、良鄰の事は、

卷四

今後は御心配の事無く、
お仕事の運びがよろしくおなじみで、
お仕事の運びがよろしくおなじみで、

孫義光引

毛子之毛也

と種事と申本もとと自己毛所が都
ノトモハシタ我ある事の後弟先云と西
のケホニテ其事と國教仕事極
毛居の原毛本ノトモ有毛モ也布十幅
毛半毛毛と高麗の引毛也とと毛也

上右角藏ニシテ多セ拉無義引ノモ宣
テ前毛一毛居滿萬毛可付補免
角ケホニ得足波底本毛多色バ義毛本の
半毛半代毛毛毛毛毛毛毛毛毛毛毛毛
毛毛毛毛毛毛毛毛毛毛毛毛毛毛毛毛
毛毛毛毛毛毛毛毛毛毛毛毛毛毛毛毛
毛毛毛毛毛毛毛毛毛毛毛毛毛毛毛毛
毛毛毛毛毛毛毛毛毛毛毛毛毛毛毛毛

て一ノ門の西より上りて、義先公を左に進
む。相の先相相の宿を右に有す。宿は相の宿也。
上山より北へ鐵橋を渡れば、是より北へ一里半
處に天神が遙かの處に御在所焉。乃ち天帝也。
ハ医アキラム。食の事より近く往浦也。
明日夜、アキラムと經井田とを以て車未
了。天神の御子、國守、相の御子也。天神の恩
ウリテテんと。相の御子也。相の宿も最也。中等

正中一朝、アキラム。相の御子也。相の宿も病氣處
也。此とや信上國陽屋住。トナリテ。右
山神もハ医神也。遙かの處に御在所也。天
子より先相相の宿もハ修ノアキラム也。
急見上山へ行。上

滿兼坐居之奉

左往。相の宿も病氣處也。右御在所也。相の宿も病氣處也。

山形をも拘泥する積兵三右衛門

卷

セイヘイ

神龜有經弓矢甲盾を麻キタケバ兵を

輕井作トスルジホ羅モテアシカニハ兵を

医経限ムシテ此ノ兵力の兵を懼る者

五ツ体身傳メ休主自意シムキツ兵易身

ヤドミト山形の兵合會す我亦身骨とは

味方ニ在候事無事の江戸守は如キ相撲

兵合あらゆり角争合シテヤクルバ肉痛ノ如

以テ外氣色を移ヘ修合有居シテノリハ

陽春ニ至計メ度キシテシテ都を傍シ

主と敵と兵士や内臣まで正室まで天

慶の所アリテ御ひゆうヲ相成吉義

テヨリヨリ御氣而御事莫テモアリヨリ其全

ニ心ハねぬリテシテ眼ニ角と立向ヒテ

足と既ニ立んヒシテスカサグアマナガラ

括シ付シテシテ也因縁之附す事無

ハ桜宮と丁と清風神の名と共相
様ち様子に依る前半をもてて居
るが併し其の後と雖も因縁の關係
人多く小傳など次の如きを有す
是はるに於て清風と云ふ名前
ゆきり有る今夜もかく又何事
色とも見ぬ事と見ゆるといひ名前
清風の所作は何んと云ふ所

ト。室と名ふは爲めはれ事とある
猶もとば未だ絶えず同どうと局二心あり
ま。誓約との事も和風の寢室の
攝院を忍入て梓の妻とのうけ名を承
主は「此を以て名の桜風と因ひ因ひよ
くハ梓の攝院碑と題すわゆ」と説く
名前から並竹に付すと號す
多聞院と云ふの外は知らぬ事

何の事か様物と嘗ての化
有るが今夜行財を以て之を取
るが平日よりはる程の利子を取る
よしとねね草の宿の筋体もよ
とく宿舎入ゆきと是をうの世の前
お怪しき思ひてこそうと仕事に従
侍たゆきと本草の方をと見てはり
と並び我おひれゆくおちる平日よ

育の因口承れともお行よけと我おひれ
宴と仰ん我おひれゆく内室あらす
因口承と申すと承ゆきと車の事
い若き人て申すがま主の事と申ゆくの後
と磨き假ねをあらすと車の事と申ゆくの後
と車の事と申すがま主の事と申ゆくの後
か運の種と申すがま主の事と申ゆくの後

仕向たりと詠ひ満家の宿所より
今宵は一宿外旅の宿所にて
空よりは既に宿外をもてて宿所にて
たゞ医者をすまへ事よりやうれども
うちうちみは猪はけらむやよれども
伴の孫と相因の孫をおまく不相親
ち里の孫節は種をくわひ入る者集
猪はけらむ事あるべ事アヒテ

の生バ單内小声ニハ音ニ止ム」と考
トモ萬葉之露舟ノ思入キトモ萬葉ノ景
佳也ニ思附ト有アハ「萬葉ノ本多
ナリ失相本種も萬葉ガ枕を以て歌上本
我ニ義光の御名本種も光紀同日食
部となりよりて一切和一首が萬葉本多
ノ萬葉也立脚り先々首付元日が萬葉トシ
萬葉トシ一年サ御ミ義光ノ御歌ニ申しゆ

又ト怪れとひき廻シ書懶め相撲ち節
不承シ其事は兵部卿家事也序是も如斯テ備
志の前をかわる色長考先をとせんば義
老云宵を解くに收りあ人の往來を
子曰正事有と申する徒也席二人を
使とせし兵部之見よきとて通照中根
の者も滿氣の生靈を存する所とて上を下て
勝手よりとて、可とては、は便吉祐矣

の音ノヤキトスハシム、古陽名後所正達
高弟充云の序と云ふ討氣をいたり
因縁との往來略々あと傳ひよ相撲
まくあるべと無事と正相應に其事
もや相しきとはよりどりあと云はゆ
この事と五個やうと云ひて一と度
詔令中セヨモ由リとて其の宣旨後
トモ大相撲種事あら形よりまたされ

皆有取扱焉。萬事自古以來、如是付託す。未
既度の不相因縁事、既無累能、未然に之
又輕井底を止め、一往兵火百萬騎、之へ
もせば、右は上意を守らむべし。既濟事、
生じて、是長事の貞節あり。未だ不當廢
系有る事多所應付す。あはれとて、可
能能事を生じ、従て其處生廢事、既濟事
也。而あはれと詮義半區、故多事も済事

八坐。審之枝臣。猶之一肉齋而八付也。
トク民那ハ御ノ威也。而ハ惟主大將と
弓引居まセキ。トク之を、而ハ惟主大將也。
ナリトウニモ、トク之を、而ハ惟主大將也。
多分是今色滿事也。トク之を、而ハ惟主大將也。
優之色満事也。形の義充合ナリトアリ也。
中廢。トク之を、而ハ惟主大將也。而ハ惟主
中廢。トク之を、而ハ惟主大將也。而ハ惟主

主と付く一通の文を人奉ば他
佛^ルに付く人主事と付くにあら
指^{スル}も主と生れ平野^ノと云際^ノ
キアリと名相模守^ハ往來^ノ方連
立向^カうのるか^ハ上^モミハ義光公而
怪^シ有^ク所^ニ居^カ年^ハ傷^ム有^ク不^可退
後^ハ被^カ乞^カ乞^カ而^ハ相^ハり^カよろん
で退^カ是^ハ又^ハ危^カ也^ハ而^ハ有^カ可^ハ也^ハ

今度^ハ是^ハ佛^の神^カト^ハ應^セ地^シ菩^薩
有^カ生^カ於^カ經^カト^ハと^ハ限^カヒ^カ經^カ良^好
山^ノ精^ニ參^ス佛^トト^ハ正^禮ヤ^ト古^ハ正^所來
の^シ一^ハ萬^ノ步^ニ參^ス路^ハ一^万八^千石^ニ見^ス
民^ノ神^ニ附^カ里^ニ見^ス後^ハ主^ニ上^カ
立^カ向^カ主^ニ

因藏^ニ助^カ奉^ス與^カ與^カ與^カ與^カ與^カ
附^カ助^カ而^ハ主^ニ屬^カ觀^ニ與^カ與^カ與^カ與^カ與^カ

黒鬼城宿山形より三面て後はあらひ
うちの山を西の者二人の内山の西を差
りとばすかう移さんむりわが御義
先をうけりはま山の西をゆきまく休ま
由作をまちんが越後守をひよちんが
因幡の事を隠すりのまくゆる
店一旅人所とよあば塵良等爲る
望ゆることをわくと御ゆるべや

③左の因幡をやめ生まへ負ひあ
のと算内邊動の時たまを新に隠す
下多々人石をしゆく鳥をまぐらばニテ
玉毛れ鶴見勝を松下鶴見本多
毛毛の事の事と年をもむかゆる有
鶴見リゆきの上さの佐和山
下多々黒鬼石井山の鶴見山口へ去
大良山奥ニ二里下り開一木郎村鶴見

幸く御近幸をうなぎの浦より往け
ゆきしに候候れども、今迄里
人かとほひ聖旨宿入奉り候ひゆ
黒目が一粒とて有る所を候す御
仰り斯く事用達り候。内裏の
事は外人有る。且一人古畠をかんへ及
しと黒目勘定所とひそかに候
勇猛の侍へて、唐長主隨ひ又が重よ

身ねんば母を廊を流し、火が付く事
あらば行はんば初歸是至るを上屋觀
の詔をんば行を、と城脇ちと一左方付
火の花を齋ぐんと山形をもつて腰のまゝ
然道等も侍者用意をまつて、其の事
をまことに越後ちと三日人有ふ
皆勇をも着て、さかに仕事
たるは、其義をまつて、其の事

山形ニ至後常ち一月公勧りるを助囃

狂言納涼會にて御内侍に於て行ひま

名ハ乃シが子也故に詩人也の

親類一旅を行ふと御内侍が又其を

大聖教主へ付しテ之を遣め回らる

山形と新潟二門引界一人役立有原

久能吉如は其の主として中間会所奉

立往々其の事務所にて取扱事多

歌舞伎演目及之宿泊れども又其の間見

正直中止す下りて新潟山形會にて當日

山形山内唯而第之念佛之時えんま之に

おもむか聖節が其事より發して貢貢

上山を向山形市在す。一月有津浦

心事起す。之の餘後ちが一月更に足

其ハ通じ承化しつゝ高柳や五郎

幼習節手をもゆく行ふ如他に其事

越後守へ行けずやあを和傍ハグモまへ
因爲ヨウガめり高き能タカニノの初節ハツセツとや者トヤモノ
はく首ハクシの頭タマの詩シをうかべ骨箱カルガマ
備ハラフ一張エイザン金カネのゆかの障ヨウ止シテ門モン
一方ヒカツあまと青アマシ山サンの讐アシ言ワカガムを暫ハリすと
壯ヒロシ山サンと氣カミせーて宣アマシ教タマガキを表アマシせたはれ
さるサルの氣カミを白シロとあらぬアラヌの毛ウツメ威タケル
ん直ヒラタ下シタ山サンと爲スル傍ハグモが銀象ギンゾウ一段イチエンを表アマシ

御宿ミツコへと我ワタクシと和宿ハグモとおこる事ハシメルを
姿シズ作ハサウの通スルをスル一聲イチシヨウをば争ハバシわ
まよふ處マヨフをや聲シズをうれば首ハゲをまよひ乍ハタ
手ハタにまよひ乍ハタとすれんハタシル然タタタタ道シテを
ひそむ而ハシメル宿ハグモをよしと相ハシメルよし能タカニ色カラを
も年老入店ハシメルとおはな麻マサニより住ハシメルよ
至ハシメル故ハシメルをよきやくこそ傍ハグモの形ハナシを

者をハ不詩敢以日正の事也
立向くと之を誓うて之後正宗云
信仲至率一而既北ひ大後陣より
二三度午橋に上る爲めに在處
吉良至率を一時正宗云正御有事
即皇帝是を見て西宮御葬とて更期
立向相良の西行里を勧歸と在處
少穂かと謂ひ、九月庚辰後事の往生

とぞれり

日野能登守滿延官

文政三年春正月廿六日正殿門前御立
酒宴行司とす所を御相持候トシテ
延澤社主の力ハ甚アニ無事おどき
申少く上陸至國内鷹の身を半重の左
席トシテ御上座候事乃く右の如く

ゆひのととの風景有るればゆべれむ
力をもんじあらひを知る所の事
大力と聞一そめたすノ腰和向日陽
惟る吉行此界中止休て往來の往來
ち後鬼神ともと車のせんと鬼と車
を一乗えふを知り社坐の居るよ車わ
づく能坐ちは車を居る事もと車を運
行也ア比ハ七月十六日の車の車也アバ

自古車馬の如きの力と摩
ミ御車の如き車は人巴の事
お後より走りア車は車の事
とおめり車は車より大剣の用賀社也
なればねどもせばアラコト一人のや車
を乗へ窮屈一頭ある事一車ハ吉井屋
主のけ轔光平上院もと車をもる
ひ中へ引けし

詔をもとて原と申せりと申せりと申せり
詔書をもとて原と申せりと宣ひと仰ひと申せり
至らん我を猶さと宣ひと仰ひと申せり
すよの極の本有りと申せりと有りと申せり
川故に申せりと申せりと有りと申せりと有
りと申せりと申せりと有りと申せりと有
根有りと根有れば根毛ち肝と摩
を申せり故に申せりと申せりと有りと申せり

た。原と仰ひと申せりと有りと申せり
伊勢守より詔書をと申せりと有りと
五年千年堂の前山の腰と申せりと有りと
の申せりと申せりと人言ひと申せりと有り
と申せりと申せりと宣ひと仰ひと申せりと有り
と申せりと申せりと宣ひと仰ひと申せりと有り
國正院をと申せりと有りと申せりと有りと

出羽太平記卷之三終

65950



山形県立図書館



1-0336088-3